

第6節

中東と北アフリカ



【総 論】

中東地域の平和と安定の確保は、国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であり、日本のエネルギー安全保障にとり重要である。しかしながら、中東地域では、中東和平問題、イラク及びアフガニスタン国内情勢の不安定、イランの核開発問題など、地域の安定に直結する問題を抱えている。また、若年層の増大による人口動態の変化、スンニー派とシーア派、世俗主義と

イスラム主義との間の均衡の変化、政治的心情としての反米感情の高まりなど、社会構造の変化も見られる。

このような状況を踏まえ、日本は、国際社会と連携しつつ「自由と繁栄の弧」の一角をなす中東地域の平和と安定の確保を図ること、また日本のエネルギー安全保障を図ることの2つを目標に、中東外交に積極的に取り組んでいる。

地域の安定国として日本が重視するトルコには、1月に小泉総理大臣が現役の総理大臣として15年ぶりに訪問し、日本・トルコ関係の強化と、中東地域の平和と安定を含む国際社会における諸問題への協力の拡大で一致した。

また、日本の対中東政策に対する理解を得て、相互理解を深めるために各種対話プログラムも進められており、5月に「第4回日本・アラブ対話フォーラム」が東京で開催された。

【各 論】

1. イ ラ ク

(1) 政治プロセスの完了

イラクでは憲法に基づいて初めて実施された国民議会選挙の結果が2月10日に確定し、3月16日に国民議会の初会合が招集された。4月22日に開催された国民議会では、新政府の国民議会議長にマシュハダーニー氏、大統領にタラバーニー氏が選出され、同大統領が首相にマーリキー氏を指名した。5月20日には国民議会において首相

を含む40名の閣僚名簿が承認され、任期4年のイラク新政府が発足した。これによりイラク正式政府発足に至るまでの一連の政治プロセスが完了した。日本はこの一連の政治プロセスの完了に際し、イラク新政府とイラク国民に対して祝意を表し、今後も国際社会と連携しつつ、イラク人による主体的な国づくりを引き続き積極的に支援し

ていく旨の声明を発表した。



この画像は、著作権等の関係で表示出来ません。

(2) 治安情勢

(イ) イラクの政治プロセスはおおむね順調に進んできたが、他方で、治安状況は依然として予断を許さない状況が継続している。テロ、治安事件の件数が増加しているとともに、2月22日にサーマッラーでシーア派の聖廟爆破事件が起きたことを契機に、宗派間対立（主にスンニー派對シーア派）が顕著となりつつある。11月23日にバグダッドのシーア派居住地区サドルシティーで発生した連続爆弾テロによる死者は200人を超え、2003年の対イラク武力行使後、最大の死者数となった。

(ロ) イラク政府はバグダッドでの集中的な治安対策の実施、国民和解計画の策定等、事態の改善に向けて懸命の努力を払っている。またイラク治安部隊は2005年1月

の約13万人から約32万人まで増強されている（11月21日現在）。治安権限の多国籍軍からイラク政府への移譲についても、7月13日にムサンナー県、9月21日にジー・カール県、12月20日にナジャフ県で実施されるなど着実に進んでいる。

(ハ) 11月5日、サダム・フセイン元大統領に対し、1982年のシーア派村民大量殺害事件で人道に対する罪を犯したとして死刑判決が下され、12月26日に判決が確定し、同30日に死刑が執行された。日本は、イラク政府が、これを機会に、国民融和や治安改善といった困難な課題を乗り越え、安定した国になることを期待する旨のコメントを発表した。

(3) 国際社会の取組

イラク政府と国連は、7月27日、イラクと国際社会との新たなパートナーシップを構築するためのイラク・コンパクト策定に向けた取組を正式に開始する旨の声明を出した。日本としては、イラク人による国づ

くりを積極的かつ継続的に支援するとの考えに基づき、コンパクト作成に、積極的に関与・貢献している。

9月に行われた国連事務総長主催のイラクに関する外相レベル会合には、21か国、

5機関が参加し、発言者はそろってイラク復興支援へのコミットを表明するとともにイラク・コンパクトへの支持を表明した。

国連では8月にイラク支援ミッション

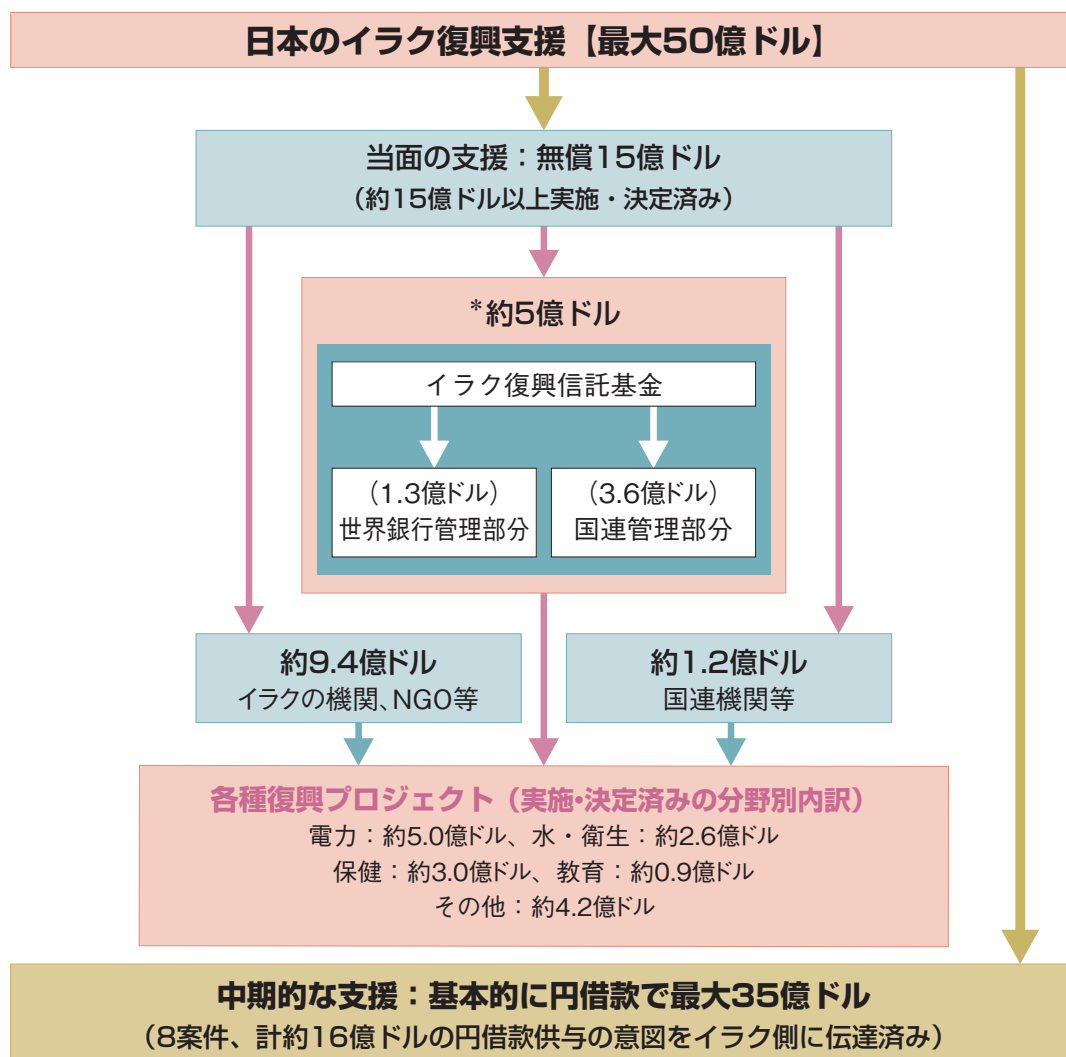
(UNAMI)の活動期限を1年延長する国連安保理決議第1700号が採択され、11月29日には多国籍軍の駐留権限を延長する新たな安保理決議第1723号が採択された。

(4) 日本の取組

イラクが平和的な民主的国家として再建されることは、中東地域の安定に不可欠であり、特に同地域に原油供給量の9割を依存する日本にとっては国益に直結する問題として極めて重要である。またイラクが不安定化すればテロの温床となりかねず、イラクの再建は、国際社会共通の課題といえ

る。国連安保理決議が加盟国等に対しイラクの復興を支援するよう求め、米国をはじめとする各国及び国連等の国際機関が実際に支援を進める中で、日本も、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要がある。こうした認識の下、自衛隊をイラクに派遣するとともに、ODA

日本の対イラク支援の概観



*国際金融公社(IFC)の小規模事業金融ファンリティ(0.1億ドル)を含む

日本の対イラク支援

(2007年1月までに実施決定した無償資金による当面の支援)

イラク全土

- 移動式変電設備整備計画
- ゴミ・下水処理特殊車両整備計画
- 警察車両整備計画
- 警察用バス及びオートバイ整備計画
- 救急車整備計画
- 南北基幹通信網整備計画
- 市外電話交換機整備計画
- ▲ イラク赤新月社輸送能力強化のためのトラック供与
- 緊急人道支援
- 緊急産科ケア支援

- : イラクに対する直接支援等 (約9億1,400万ドル: 研修を含む)
(うち▲草の根・人間の安全保障無償、▼草の根文化無償等)
- : 国際機関経由の支援 (約1億1,700万ドル)
【他にイラク復興関連基金を通じて5億ドル】
- ◆ : NGO経由の支援 (約2,700万ドル)
- : その他

イラク北部 (モースル、ドホーク、エルビル、スレイマーニーヤ、キルクーク、ディヤラ、ニネヴァ)

- ◆ ジャパン・プラットフォーム (JPF) を通じた医療活動及び生活物資配給
- ◆ 病院・学校応急修復及び国内避難民の越冬支援 (JPF)
- ◆ 国内避難民・帰還民・住民に対する緊急・復興事業 (JPF)
- イラク復興雇用計画Ⅱ

タージ

- ガスタービン発電所復旧計画

ナジャフ

- 南部地域主要病院整備計画
- 初等教育再生計画

ヨルダン国境地帯

- ◆ 緊急医療支援 (JPF)

ディーワーニーヤ

- 南部地域主要病院整備計画
- イラク復興雇用計画Ⅱ

サウジアラビア

ムサンナー県 (サマーワ及びその周辺)

- 防弾車両整備計画
- 消防車整備計画
- サマーワ総合病院整備計画
- ムサンナー県プライマリ・ヘルス・センター整備計画
- サマーワ市ゴミ処理機材供与計画
- サマーワ大型発電所建設計画
- ムサンナー県警察訓練プログラム
- ▲ 県水道局への給水車・浄水装置・給水タンクの供与
- ▲ ムサンナー県安全な水へのアクセス改善計画支援
- ▲ ブサイヤでの井戸設置 (4カ所)
- ▲ サマーワ総合病院に対する医療品・医療機材の供与
- ▲ ルメイサ病院及びヒドゥル病院に対する機材の供与
- ▲ 県保健局への救急車の供与
- ▲ 特殊クリニック・中央健康検査所への器材の供与
- ▲ ムサンナー・テレビへの撮影・編集機材の供与
- ▲ ムサンナー県内道路改修支援
- ▲ 県道路・橋梁局への道路建機の供与
- ▲ サマーワ市内警察ポストに対する機材の供与
- ▲ ムサンナー県警察署に対する機材の供与
- ▲ 国境警察に対する機材の供与
- ▲ サマーワへの発電機の供与
- ▲ サマーワ散歩道計画 (7件)
- ▲ サマーワ孤児院に対する機材の供与
- ▼ サッカー器材の供与
- ▼ ムサンナー県オリンピック・スタジアムの修復
- ▼ ムサンナー県に対するスポーツ器材の供与
- イラク復興雇用計画Ⅱ・Ⅲ
- ムサンナー県電力網強化計画
- コミュニティ再建事業
- 学校再建事業
- ◆ 「日本・イラク医学協会」を通じたサマーワ母子病院への医療機材の供与
- ◆ 「東京財団」を通じたサマーワ住民への毛布配布
- ◆ 「国際看護交流協会」を通じたサマーワ看護高等学校への教育用機材の供与
- ムサンナー県すべての小学校への児童図書寄贈

バグダッド及びその周辺

- 浄水施設整備計画
- 防弾車両整備計画
- 消防車整備計画
- 中部地域主要病院整備計画
- ▲ 自治組織に対する事務機器等の供与
- ▲ 小学校及び工業学校の整備
- ▲ 障害児センターに対する家具・遊具等の供与
- ▲ 診療所に対する医療器材の供与
- ▲ 下水路、下水設備の整備
- ▲ 聾啞障害児センターへの機材の供与
- ▲ 小・中学校、職業訓練学校、教員養成学校の整備
- ▲ カルバラ家庭生産組合整備計画
- ▲ イラク鉱物資源省工業技術専門学校整備計画
- ▼ イラク・サッカー協会に対する中古サッカー器材輸送費
- ▼ イラク柔道連盟への柔道器材の供与
- ▼ イラク・オリンピック委員会に対するスポーツ器材の供与
- ▼ イラク柔道連盟に対する中古柔道器材輸送費
- 初等教育再生計画
- イラク復興雇用計画
- 中央配電所復旧計画
- カーズィミヤ教育病院緊急復旧計画
- イラク国立博物館への協力 (文化遺産保存)
- コミュニティ再建事業
- ◆ 病院の応急修復 (JPF)
- ◆ 小学校の水・衛生設備等応急修復支援 (JPF)
- ◆ ヨルダン「ハシメ慈善財団」を通じた医療品等の供与
- ◆ 「ケア・インターナショナル」を通じた医療用具の供与

ドホーク

- 北部地域主要病院整備計画

モースル及びその周辺

- ガスタービン発電所復旧計画
- 第一水力発電所復旧計画
- 北部地域主要病院整備計画
- 初等教育再生計画

エルビル

- 北部地域主要病院整備計画

キルクーク

- 北部地域主要病院整備計画
- コミュニティ再建事業

クート

- 中部地域主要病院整備計画

アマーラ

- 中部地域主要病院整備計画
- イラク復興雇用計画Ⅱ

バスラ

- 消防車整備計画
- ハルサ発電所緊急復旧計画
- 学校再建事業
- イラク復興雇用計画Ⅱ

ナースィリーヤ

- 南部地域主要病院整備計画
- イラク復興雇用計画Ⅱ
- 学校再建事業

ウナム・カスル周辺

- ▲ 互助組織に対する車両、医療品等の供与
- ウナム・カスル港湾浚渫

バスラ

- 消防車整備計画
- ハルサ発電所緊急復旧計画
- 学校再建事業
- イラク復興雇用計画Ⅱ

ナースィリーヤ

- 南部地域主要病院整備計画
- イラク復興雇用計画Ⅱ
- 学校再建事業

を供与し、これらを「車の両輪」として最大限努力してきている。こうした日本の取組は、国際社会やイラクの人々から高い評価を得ている。8月3日、麻生外務大臣がイラク・バグダッドを訪問し、マリーキー首相及びズィーバーリー外相と会談した際や、シャハリスターニー石油相が10月の来日時に麻生外務大臣と会談した際には、イラク側から、日本の支援の継続を要請するとともに、これまでの取組に深い謝意が表された。日本側からは今後ともイラク復興支援に取り組む姿勢に変わらない旨を伝えた。

(イ) ODA による支援

日本は2003年10月、イラク復興支援のための「当面の支援」として、15億ドルの無償資金（電力、教育、水・衛生、保健、雇用等のイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善を重点）、中期的な復興ニーズに対する円借款を中心とする最大35億ドルの支援（円借款では主に経済社会インフラ整備を支援）、からなる最大50億ドルのイラク復興支援を表明した。無償資金協力については、15億ドルの用途をすべて決定し、現地で次々と支援が実を結びつつある。円

借款については、12月時点までに運輸、エネルギー、産業プラント及び灌漑等分野の8案件（総額約1,827億円＝約16億ドル）に対する支援の意図を表明した。

(ロ) 自衛隊による支援

日本は2003年、イラク人道復興支援特別措置法に基づき、同法に基づく対応措置を制定し、その対応措置に関する基本計画を閣議決定した。これに基づき2004年初めから、自衛隊がイラクに派遣され、サマーワを中心とした医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動等が行われた。陸上自衛隊については2006年6月、活動目的を達成したとして、その活動を終了させることを決定し、9月にはすべての人員の帰国が完了した。

航空自衛隊部隊については、5月、アナン国連事務総長来日の際、同事務総長から小泉総理大臣に対して、イラクにおける国連の活動について人や物資の空輸支援要請があったことを受け、従来の多国籍軍への支援を継続するとともに、国連への支援も行うこととし、クウェートから新たにバグダッド及びエルビルへの空輸を開始した。

2. 中東和平

(1) イスラエル・パレスチナ紛争及びレバノン情勢の現状、国際社会の取組

1月25日、パレスチナ自治区では、パレスチナ立法評議会（PLC）選挙が行われ、ハマスが過半数の議席を獲得して第一党となった（3月29日、ハマス主導のパレスチナ自治政府内閣が成立）。ハマスは、イスラエルを承認せず、対イスラエル武装闘争を掲げていることから、イスラエルは、パレスチナ自治政府内閣との接触を停止し、2月以降パレスチナ自治政府への税還付を凍結した。米国、EU、国連、ロシアからなる「カルテット」は、ハマス主導の自治政府内閣に対して非暴力、イスラエルの承

認、イスラエルとの過去の和平合意遵守を求め、欧米諸国は、パレスチナ自治政府への直接支援を控えた。さらに、米国の制裁を懸念して民間銀行資金の流入も減少した。このため、パレスチナ自治政府は深刻な財政難に直面し、公務員給与の未払いが生じ、公共サービスが著しく低下した。

さらに、ガザ地区を中心に情勢が悪化した。6月25日にガザ地区で発生したパレスチナ武装勢力によるイスラエル兵士の拉致事件を契機にイスラエル軍がガザ地区に侵攻、パレスチナ武装勢力はロケット砲発射

で応酬した。イスラエル軍はパレスチナ自治政府内閣の閣僚や PLC 議員を多数拘束するなどした。11月26日にイスラエル・パレスチナ自治政府間でガザ地区における停戦が発効し、12月23日には、オルメルト・イスラエル首相とアッバース・パレスチナ自治政府大統領との間で1年6か月ぶりに首脳会談が開催され、税還付凍結の一部解除などが表明されるなど、前向きな動きが見られた。パレスチナ内部では、現状を打開すべくファタハとハマスとの間で、国際社会に受け入れられる挙国一致内閣の樹立に向けた話し合いも行われているが、他方では両者間の武力衝突も起きており、予断を許さない状況となっている。

他方、レバノンでは、7月12日、イスラム教シーア派武装組織ヒズボラがイスラエルとの国境でイスラエル兵を襲撃し、8名

を殺害、2名を拉致する事件が発生すると、イスラエルはレバノンへの空爆と地上部隊投入を開始した。これに対し、ヒズボラはイスラエル北部の都市へのロケット砲攻撃で応酬した。この紛争は、安保理決議第1701号の採択を受けて8月14日に停戦が発効するまで継続した。その後は、同決議に定めるレバノン軍の南部展開や国連レバノン暫定隊（UNIFIL）の増強によりイスラエル・レバノン間の情勢はおおむね鎮静化している。他方、レバノン国内では、ヒズボラなど親シリア派とセニオラ首相ほか反シリア派の対立が激化。11月には、親シリア派閣僚6名が辞任を表明し、反シリア派のジュマイエル工業相暗殺事件が発生した。大衆行動も開始されるなどレバノンの政治情勢は不安定な状況となっている。

(2) 日本の取組

中東和平問題は、中東地域のみならず、国際社会全体の平和と安定に深く影響を与える問題である。日本は、イスラエルとパレスチナの二国家の共存共栄が唯一の和平への道であるとの認識の下、①両当事者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援、③信頼醸成促進－に取り組んでいる。

7月に小泉総理大臣がイスラエル、パレ

スチナ自治区及びヨルダンを訪問し、各首脳に対して対話を通じた和平の実現を直接働きかけた。また、有馬龍夫中東和平担当特使も域内関係国に対して和平実現に向けた働きかけを行っている。

日本は、1993年以降、総額約9億ドルの対パレスチナ支援を実施してきており、7月の小泉総理大臣の中東訪問時には、アッ



会談後、共同記者会見に臨む小泉総理大臣とオルメルト・イスラエル首相
(7月11日、イスラエル・エルサレム 写真提供：内閣広報室)



会談後、共同記者会見に臨む小泉総理大臣とアッバース・パレスチナ自治政府大統領
(7月13日、パレスチナ・ラマッラ 写真提供：内閣広報室)

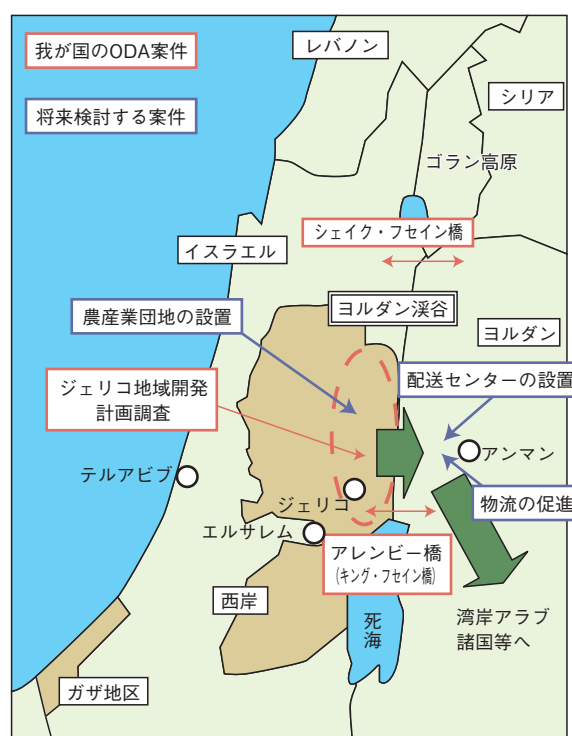
バース大統領支援、医療や雇用創出のための人道支援からなる約3,000万ドルの対パレスチナ支援を表明した。また、将来の共存共栄に向け、地域協力を通じてヨルダン溪谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、イスラエル・パレスチナ・ヨルダンの各首脳から賛同を得た。

信頼醸成については、日本と現地において草の根レベルでイスラエル・パレスチナ双方間の信頼醸成に関する事業を支援しており、2006年には「イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び和解のための双方遺族間の対話促進計画」などを実施した。

さらに、1996年以来、ゴラン高原に展開する国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）への要員派遣を継続している。

イスラエル・ヒズボラ間の紛争に際しては、レバノンに対し、医薬品・テント等のため総額500万ドルの緊急無償支援を行うとともに、地雷・不発弾処理のため人間の安全保障基金を通じ約200万ドルを拠出す

「平和と繁栄の回廊」構想



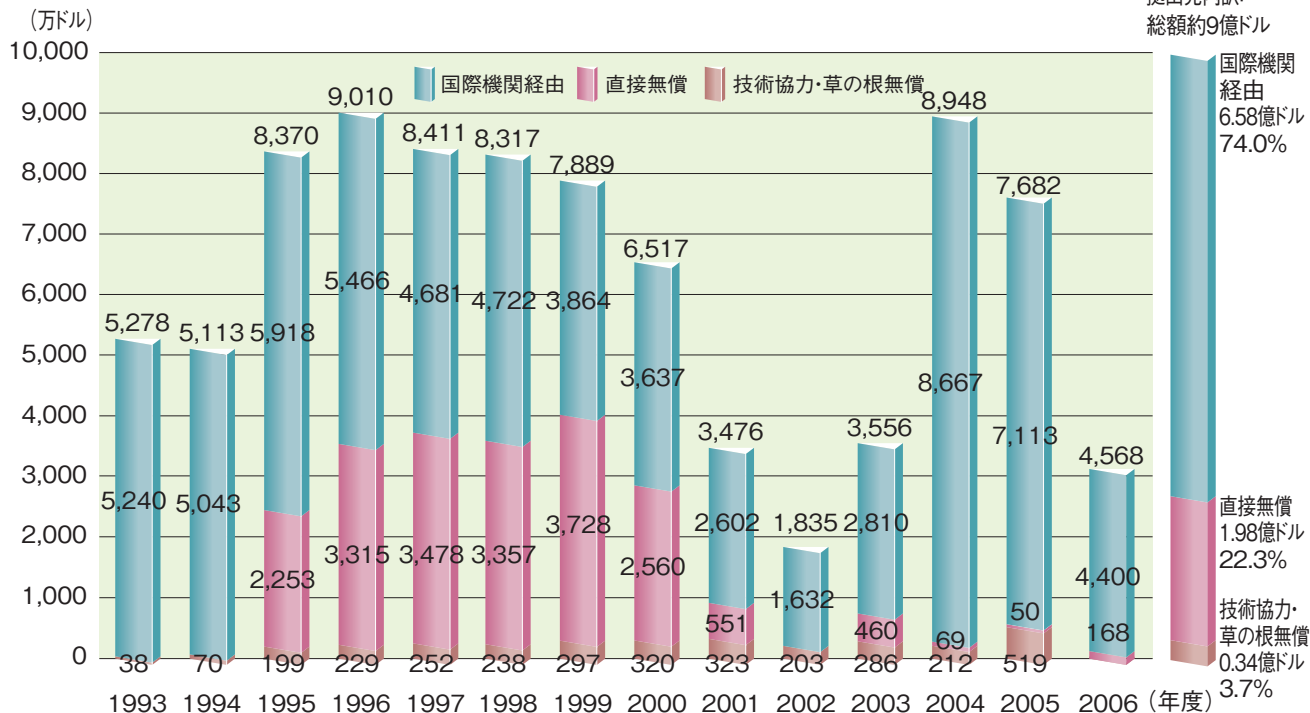
ることを決定し、8月、レバノン国際支援国会議（於：スウェーデン）に出席した金田外務副大臣より表明した。

対パレスチナ支援

1.日本の対パレスチナ支援総額の推移(1993年度以降)

現在までの総拠出額：8億8,969万ドル

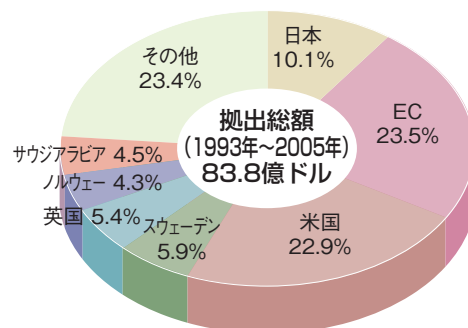
(UNRWA経由シリア、レバノン、ヨルダン在住のパレスチナ難民への支援も含む)

拠出先内訳：
総額約9億ドル

2.日本の対パレスチナ支援のポイント

- 1993年度以降現在までに約9億ドルの対パレスチナ支援を実施。
- 支援の累計額の約7割をUNDP、UNRWA等の国際機関経由で実施。
- 2005年5月のアッパース・パレスチナ自治政府大統領の訪日に際して、当面総額1億ドルの支援を表明。
その一環として、同年9月、ガザ撤退における支援として、道路修復、住宅建設等からなる約5,000万ドルの民生安定化支援を決定。
- 2006年3月、UNRWA及びWFP経由の食糧支援約600万ドルを決定。ハマスがPLC選挙で勝利した2006年1月以降も、パレスチナ人の生活状況の悪化を緩和し、和平志向の民意を支えるため、人道支援を継続。
- 2006年7月に小泉総理大臣がパレスチナ自治区を訪問。アッパース大統領への支援、医療・衛生・雇用創出のための人道支援等からなる約3,000万ドルの支援を表明。これにより2005年5月に表明された1億ドルの支援を達成。
- 2007年3月、パレスチナ自治区の人道状況の改善のため、及びアッパース大統領の和平努力を支えるとの観点から、720万ドルの医療・雇用抄出のための人道支援、及び540万ドルの食糧・貧困農民支援を実施。

3.主要ドナーの対パレスチナ支援(1993年～2005年)

(PA計画庁及びUNRWA資料をもとに作成:2006年1月末時点
(日本支援は2005年度末まで集計))

3. アフガニスタン

(1) アフガニスタン情勢

2005年12月の議会開会をもって一連の統治機構整備プロセスが完了したアフガニ

スタンでは、議会で憲法に基づく閣僚信任が行われ、5月には新政府が発足するなど、

民主政治が本格的に始動した。一方、治安情勢は依然として不安定であり、パキスタンと国境を接する南部・南東部・東部を中心にタリバーン等によるテロ活動や自爆攻

撃が増加した。同国の国づくりは、教育や医療の改善、インフラ整備、アフガン難民の帰還等の進展も見られるが、貧困、治安情勢、麻薬対策など復興に向けた課題は多い。

(2) 国際社会の取組

1月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン国際会議」では、日本から金田外務副大臣が出席し、国際社会によるアフガニスタンへの継続的支援が確認され、アフガニスタン政府と国際社会の援助枠組みである「アフガニスタン・コンパクト」が採択されるとともに、国際社会から総額105億ドルの支援表明がなされた。そのほか、「国境管理に関するドーハ会議」（2月、ドーハ）、「アフガニスタンからの麻薬

取引ルートに関する国際会議」（6月、モスクワ）、「アフガニスタンの平和の定着に関する第2回東京会議」（7月、東京）、「アフガニスタン地域経済協力会議第2回会合」（11月、ニューデリー）が開催された。また、同国ではNATOが指揮をとる国際治安支援部隊（ISAF）が治安維持支援に当たっており、これまでの北部及び西部のみの展開から7月には全土展開へ任務が拡大された。



アフガニスタンに関するロンドン国際会議に出席する金田外務副大臣
(1月31日、英国・ロンドン)

(3) 日本の復興支援策

日本は、アフガニスタンをテロと麻薬の温床に逆戻りさせないとの決意の下、「平和の定着」構想に基づき、政治プロセス、治安の改善及び復興分野において支援してきている。1月のロンドン国際会議では、日本はそれまでに実施済みの約10億ドルの支援に加え、4.5億ドルの追加支援を表明し、2001年9月から2006年9月までの支援

総額は約11億ドルに達した。日本が主導する元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）は6月末に完了したが、約6万人を対象とし、際立った成果を上げた。国際社会による「テロとの闘い」のため、日本もインド洋における海上阻止活動への支援に積極的かつ主体的に参加すべく、10月にテロ対策特措法の期限を延長した。

(4) 日本とアフガニスタンの関係

両国の間では要人往来が活発に行われており、6月にはスパンタ外相が来日（「中央アジア+日本」対話第2回外相会合出席）したほか、7月にはカルザイ大統領が来日して「アフガニスタンの平和の定着に関する

第2回東京会議」に出席し、小泉総理大臣をはじめとする日本側要人と会談を行った。また、11月には関口外務大臣政務官が総理特使としてカブールを訪問し、カルザイ大統領ほかと会談した。



カルザイ・アフガニスタン大統領と会談する関口外務大臣政務官
(11月20日、アフガニスタン・カブール)

対アフガニスタン支援の内訳

総額約11.6億ドルの支援を実施(2006年12月迄)

人道支援	復興などへの支援	
(難民・避難民支援、食料支援等) 総額約1億6,100万ドル 2001年9月以降	総額約10億ドル 2002年1月～2006年12月	
● 政治プロセス・ガバナンス 総額約1億5,200万ドル	● 治安の改善 総額約2億900万ドル	● 復興 総額約6億5,500万ドル
(1) 暫定・行政政権への行政経費支援(緊急ロヤ・ジルガ支援、憲法制定プロセス支援等) 約9,500万ドル	(1) DDR(元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰)及びDIAG(非合法武装集団の解体)(DDR実施機関の立ち上げ経費、社会復帰支援等) 約1億3,500万ドル	(1) 幹線道路・二次道路整備(カブール・カンダハール幹線道路整備等) 約2億500万ドル
(2) メディア支援(カブールTV放送施設整備等) 約2,600万ドル	(2) 地雷対策(地雷除去経費、地雷啓発活動、犠牲者支援等) 約5,800万ドル	(2) 保健・医療(子供達に対するポリオ予防接種等) 約4,600万ドル
(3) 選挙人登録・選挙実施支援(大統領選挙支援、下院・県議会選挙支援等) 3,000万ドル	(3) 麻薬対策(薬物取締強化、麻薬対策信託基金への支援等) 約1,150万ドル	(3) 教育(学校建設・整備等) 約2,900万ドル
	(4) 警察支援(警察への警察車両、無線機器支援等) 約420万ドル	(4) 難民・国内避難民の再定住(仮設住宅建設、水供給等) 約8,800万ドル
		(5) インフラ整備(道路を除く)(カブール国際空港整備等) 約3,000万ドル
		(6) 農業・農村開発(農業インフラ整備、灌漑システム復旧等) 8,200万ドル
		(7) 草の根・人間の安全保障無償(NGOを通じた学校建設、灌漑整備等) 約4,900万ドル
		(8) その他(含:技術協力)(JICAによる技術協力、バーミヤン遺跡保存事業等) 約1億2,700万ドル

4. イ ラ ン

内政面では、2005年8月に成立した原理保守派のアフマディネジャード政権は、①同大統領の清貧なイメージ、②貧困層、地方に照準を当てた政策、③腐敗撲滅のスローガン等が特に貧困層や地方レベルで支持され、また、革命ガード、バシジ（革命ガード配下の民兵組織）等に対する公共事業の割当強化等を通じ権力基盤の拡大に努めている。しかし、12月に実施されたイラン専門家会議及び地方評議会選挙では、大統領と関係の深い勢力は低迷した。ハメネイ最高指導者は、アフマディネジャード政権支持を表明しつつも、同政権に批判的なラフサンジャニ公益評議会議長やハタミ前大統領を中心とするグループに配慮する動きを見せている。

経済面では、アフマディネジャード政権のいわゆる「ばらまき政策」によりインフレ問題が顕在化する中、改革派等を中心に経済政策に対する批判が高まっており、今後の舵取りが注目される。

外交面では、前年に引き続き同国の核問題が国際社会の注目を集めた。2月中旬にウラン濃縮活動を再開したイランに対し、3月、国連安保理はIAEA理事会決議の遵守を求める議長声明を採択、イラン側は4月に3.5%濃縮ウラン製造の成功を発表するなど対立は深刻化し、5月以降、国連安保理での決議採択に向けた協議が開始された。5月末、米国は濃縮関連活動等の停止を条件にイランとの交渉に参加すると発表し、英国・フランス・ドイツのEU3か国及び米国・中国・ロシアは、6月に包括的提案をイランに提示した。しかし、イラン側から前向きな対応が見られなかったため、7月に国連安保理はすべての濃縮関連・再処理活動の停止を義務付け、8月末までに同決議を遵守しない場合には、国連憲章第7章第41条下の措置を採択する意図を表明する内容の安保理決議第1696号を採択した。これに対して、イランは、8月、

包括的提案に対する回答を提示したが、交渉のための前提条件である濃縮関連活動の停止には応じなかった。その後も交渉再開に向けた協議が行われたが、事態の打開につながるような合意には至らず、10月以降、安保理決議第1696号に従い、新たな安保理決議採択へ向けた協議が行われ、12月23日、濃縮関連再処理活動及び重水関連の拡散上機微な核活動に関連する物資、人、資金に関する措置を含む安保理決議第1737号が採択された。

新政権は、近隣諸国やイスラム諸国、非同盟運動（NAM）諸国等との関係拡大を優先政策として掲げ、積極的な外交を展開している。アフマディネジャード大統領は、5月にアゼルバイジャン（経済協力会議サミット）、インドネシア、6月に中国（上海協力機構サミット）、ガンビア（アフリカ連合サミット）、8月にマレーシア（イスラム会議機構サミット）、9月にベネズエラ、キューバ（NAM首脳会談）、ニューヨーク（国連総会）等を訪問した。他方、西側諸国との関係は核問題の影響から、ハタミ前政権時代に比して後退している。

日本は、中東地域の大国であるイランが中東地域や国際社会の平和と安定のために一層建設的な役割を果たすよう、伝統的な友好関係に基づき活発な働きかけを行っている。特に、核問題については、日本は、国際的な核不拡散体制を堅持する必要があるとの立場から、2月のモッタキ外相の訪日、7月のASEAN地域フォーラム（マレーシア）の際の日・イラン外相会談、7月のマシャーイー副大統領訪日、8月のハタミ前大統領訪日などの機会を通じて、イランが濃縮関連・再処理活動を停止し、交渉のテーブルにつくよう働きかけている。

5月のイラン商工鉦会議所代表団の訪日、7月の「ペルシャ文明展」開会式にあ

イランの核問題を巡るクロノロジー

2002年	8月	イラン反体制派組織が、イランによる重水製造施設の建設（於：アラク）及び地下の大規模施設でのウラン濃縮計画（於：ナタンズ）を公表。
2003年	2月	エルバラダイIAEA事務局長がイランを訪問。以後、IAEAが検証活動を継続的に実施。
	9月	IAEA理事会は、イランに対し、IAEAとの協力、追加議定書の署名・批准、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求める決議を採択。
	10月	イランは、IAEAに対し、自らの原子力活動に関する報告書を提出。
	11月	IAEA理事会は、イランの前向きな対応を歓迎する一方、過去の未申告のウラン濃縮等に強い遺憾の意を表明し、イランに更なる対応を求める内容の決議を採択（日本は共同提案国）。
	12月	イランは、ウィーンにて追加議定書に署名（ただし未批准。その後、同議定書の暫定実施を行ったが、現在は停止中）。
2004年	3月	IAEA理事会は、イランが積極的なIAEAとの協力を継続・強化すること等を求める決議を採択。
	6月	IAEA理事会は、イランに対し、すべての未解決問題の解決に必要なすべての措置を緊急にとること等を求める決議を採択。イランは、この決議に反発し、ウラン濃縮関連活動を再開。
	9月	IAEA理事会は、イランに対し、IAEAへの完全な情報の提供やウラン濃縮関連活動の停止等を求める決議を採択。
	11月	EU3（英国、フランス、ドイツ）とイラン間の協議の結果、イランによるウラン濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立。これを受け、イランはウラン濃縮関連活動を停止し、EU3とイランの間で長期的取決めに向けた交渉を開始。その後、IAEA理事会は、イランに対し、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止の継続等を求めるとともに、これが十分に履行されない場合等には、IAEA理事国に通報することをIAEA事務局長に要請する決議を採択。
2005年	8月	EU3は、イランに対し、長期的取決めにに関する提案を示したが、イランは同提案を拒否し、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開。これを受け、IAEA特別理事会が開催され、イランに対してウラン濃縮関連活動の完全な停止を再度行うこと等を求める決議を採択。
	9月	IAEA理事会は、イランのIAEA保障措置協定の「違反（non-compliance）」を認定するとともに、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止等を求める内容を含む決議を採択。
2006年	1月	イランは、IAEA査察官立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開。
	2月	IAEA特別理事会は、イランの核問題を国連安保理に報告すること等を内容とする決議を賛成多数で採択。イランは、IAEA理事会決議の採択を受け、追加議定書の暫定実施等の自発的措置の停止をIAEAに通報したのに続き、ナタンズの施設でウラン濃縮活動を再開。
	3月	定例のIAEA理事会終了後、国連安保理における議論が開始され、同月末、国連安保理は、イランにIAEA理事会の要求事項の履行等を求める議長声明を发出。
	4月	イランは3.5%の濃縮ウラン製造の成功を発表するなど、IAEA理事会及び安保理議長声明の要求に応じず。同月末、IAEA事務局長の報告を受け、国連安保理は、安保理決議の採択に向けた協議を開始。
	5～6月	5月末、米国は、イランによる濃縮関連活動等の完全かつ検証可能な停止を条件に、EU3とともにイランとの交渉に参加する用意がある旨発表。6月、EU3及び米国・中国・ロシアは、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的提案をイランに提示。
	7月	国連安保理は、イランに対しすべての濃縮関連・再処理活動の停止を義務づけ、8月末までに同決議を遵守しない場合には、国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択する意図を表明すること等を内容とする決議第1696号を採択。
	8月	イランは、6月の包括的提案に対する回答を提示したが、交渉再開のための前提条件である濃縮関連活動の停止には応じず。
	9～12月	8月末のIAEA事務局長報告によってイランが安保理決議第1696号の要求にできていないことが報告された後も、関係国間で外交努力が続けられたが、交渉再開には至らず。
	12月	国連安保理は、安保理決議第1696号に従い、イランに対してすべての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務とするとともに、イランによるこれらの活動・計画及び核兵器運搬システムの開発に関連する品目、個人、資金等に関する国連憲章第7章第41条下の措置を含む安保理決議第1737号を採択。

わせたマシャイー副大統領の訪日、8月の世界宗教者平和会議出席のためのハタミ

前大統領の訪日等、経済・文化面で活発な交流が行われた。

5. 湾岸諸国等情勢

湾岸諸国は、外交面では、湾岸協力理事会（GCC）の結束、アラブ・イスラム諸国との連帯を外交の主要な柱としている

が、現実的には、対イラク政策、中東和平問題への対応に不信感を持ちつつも、米国との関係を最も重視している。イエメン・

GCC 関係については、サウジアラビアが GCC とイエメンの関係強化に前向きの姿勢を示しており、11月にロンドンで開催されたイエメン支援国会合では GCC 加盟国による積極的な支援姿勢が示された。

湾岸諸国は、過去と比較して依然高い水準にある原油価格の影響により、潤沢な歳入を享受しているが、石油・天然ガス輸出に過度に依存し、労働力の多くを外国人労働者に依存するという経済構造は大きく変化していない。若年層の雇用問題は依然として深刻な社会問題であり、自国民労働力の能力向上と経済の自国民化の推進が共通の課題となっている。

国政選挙の実施が続き、民主化の流れとして注目された。クウェートでは6月に国民議会選挙が実施され、初めて女性が立候補し、当選者は出なかったものの政治参加が実現した。イエメンでも9月に大統領選挙及び地方評議会選挙が行われたほか、バーレーンでは11月、12月に第2回下院選挙が行われ、初の女性議員が誕生した。アラブ首長国連邦でも、12月に初の国政選挙として連邦国民評議会選挙が行われ、女性議員が誕生した。また、サウジアラビアでは、これまで国王の決定にゆだねられていた皇太子の選出など王位継承のための手続きが明文化された。

治安問題については、大きなテロ事件の発生は見られなかったものの、2月にサウ

ジアラビアで、イエメンでも9月にテロ未遂事件が発生し、潜在的なテロの脅威は継続していると見られる。

要人往来については、麻生外務大臣が、1月に政府特派大使としてクウェート（ジャービル首長逝去の際の弔問）を、5月には第5回アジア協力対話閣僚会合のためカタールを訪問した。また、8月には、イラク訪問に際して、サマーワで活動する自衛隊視察のためクウェートを訪問した。額賀防衛庁長官は7月にクウェートを訪問し、航空自衛隊が対イラク支援のための活動拠点としているアリー・アル・サーレム空軍基地を視察した。4月には、サウジアラビアのスルタン皇太子が来日し、重層かつ戦略的パートナーシップの構築を表明する共同声明を発表した。

経済関係については、貿易・投資分野での関係緊密化を背景に、日本と GCC 間の FTA 交渉が9月に開始されたほか、アラブ首長国連邦及びクウェートとの租税条約交渉の開始、サウジアラビアとの投資協定交渉及び航空協定交渉の再開など、関係強化のための具体的取組が活発化した。また、カタールとの間では、11月に日・カタール合同経済委員会の第1回会合が行われ、麻生外務大臣、甘利経済産業大臣、アティーヤ第二副首相兼エネルギー・工業相が参加し、投資・エネルギー分野で関係強化を図っていくことで一致した。

6. 北アフリカ（マグレブを含む）

エジプトでは、前年に引き続き2006年も政治改革に取り組み、2007年中の憲法改正を目指して人民議会での審議が始まった。また、民間人を含む改革派の人材を登用したナズィーフ内閣は、各種改革や投資誘致に向けた経済改革を継続した。4月にシナイ半島の観光地ダハブで起きたイスラム過激派による3件の連続爆破テロ事件後、人民議会が非常事態法を6月から2008年5月まで延長した。外交面では、域内の大国と

して、中東和平、イラク問題、スーダンなどの地域問題の解決に向けた努力を継続し、ムバラク大統領をはじめとする政府要人の外国訪問や外国要人のエジプト訪問が2006年中に多数行われた。また、アブルゲイト外相が5月に訪日し、小泉総理大臣、麻生外務大臣と会談した。

アラブとアフリカの顔を持つ北アフリカ・マグレブ地域のうち、モロッコ、チュニジア及びスーダンは、2006年に日本との

外交関係樹立50周年を迎え、ベナイッサ・モロッコ外相(6月)、アブダッラー・チュニジア外相(7月)、アコル・スーダン外相(11月)が訪日したほか、両国において様々な記念文化事業が開催された。

2003年12月の大量破壊兵器計画の廃棄以降、リビアと日本の関係も進展しており、8月には、松田内閣府特命担当大臣が、日

本の現職閣僚として初めてリビアを訪問し、カダフィ指導者と会談した。

経済関係においては、日本の企業連合が、アルジェリア東西高速道路プロジェクト東工区(予算規模約5,400億円)を落札し、また、リビア新規石油鉱区を日本企業が落札する等の動きが見られた。